

新潟県中小企業高度化資金等助成規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成25年3月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県規則第23号

新潟県中小企業高度化資金等助成規則の一部を改正する規則

新潟県中小企業高度化資金等助成規則（昭和43年新潟県規則第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改正後						改正前									
別表第1（第3条、第10条関係）						別表第1（第3条、第10条関係）									
番号	貸付金の種類	貸付対象者	貸付対象施設	利率（年利）	償還期間（据置期間を含む。）	据置期間	貸付金の額	番号	貸付金の種類	貸付対象者	貸付対象施設	利率（年利）	償還期間（据置期間を含む。）	据置期間	貸付金の額
1	(略)			1.05パーセント	(略)			1	(略)			1.1パーセント	(略)		
(略)						(略)									
2	(略)			1.05パーセント	(略)			2	(略)			1.1パーセント	(略)		
2	(略)			1.05パーセント	(略)			2	(略)			無利子	(略)		
3	(略)			1.05パーセント	(略)			3	(略)			1.1パーセント	(略)		
4	削除							4	連鎖化資金	連鎖化事業を行う事業協同組合、協同組合連	連鎖化事業の用に供する本	1.1パーセント	20年以内	3年以内	整備資金の100分

5	(略)	1.05パート	(略)
6	削除		
7	(略)	1.05パート	(略)
8	(略)	1.05パート	(略)
9	(略)	1.05パート	(略)
10	(略)	1.05パート	(略)
	(略)		
13	(略)	1.05パート	(略)

	会社又は出資会社	部施設である共同施設であつて土地、建物、構築物又は設備				の80以内
5	(略)		1.1パート	(略)		
6	経営改革資金	経営改革事業を行う特定中小企業団体又は出資会社	1.1パート	20年以内	3年以内	整備資金の100分の80以内
7	(略)		1.1パート	(略)		
8	(略)		1.1パート	(略)		
9	(略)		1.1パート	(略)		
10	(略)		1.1パート	(略)		
	(略)					
13	(略)		1.1パート	(略)		

14	(略)	ト 1.05パ ーセン ト	(略)
----	-----	------------------------	-----

備考 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)～(3) (略)
- (4) 削除
- (5) (略)
- (6) 削除
- (7)～(11) (略)
- (12) 商店街整備等支援事業 政令第2条第2項第2号に掲げる事業のうち、省令第37条第1号イに規定する商店街整備等支援計画、同号ロに規定する認定基盤施設計画、同号ハに規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画又は同号ニに規定する商店街活性化支援事業計画に基づいて実施するものであつて知事が別に定める基準に適合するもの

(13)・(14) (略)

14	(略)	ト 1.1パ ーセン ト	(略)
----	-----	-----------------------	-----

備考 この表において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)～(3) (略)
- (4) 連鎖化事業 政令第2条第1項第2号イ又はニに掲げる事業のうち、省令第28条第1項第1号ロ又は第31条第1項第1号の基準に適合し、かつ、同条第2項第1号ロの要件に該当するものであつて知事が別に定める基準に適合するもの
- (5) (略)
- (6) 経営改革事業 政令第2条第1項第2号イ又はニに掲げる事業のうち、省令第28条第1項第1号ハ又は第31条第1項第3号の要件に該当し、情報の収集、処理又は提供、製品開発、技術開発、デザイン開発その他参加者の抜本的体質改善を図るもの（特定中小企業団体が、当該特定中小企業団体に設置する電子計算機に接続する情報処理設備を併せて取得し、組合員等に買取予約付きで貸貸するものを含む。）であつて知事が別に定める基準に適合するもの
- (7)～(11) (略)
- (12) 商店街整備等支援事業 政令第2条第2項第2号に掲げる事業のうち、省令第37条第1号イに規定する中小小売商業振興法（昭和48年法律第101号。以下「小売振興法」という。）第4条第6項の認定を受けた商店街整備等支援計画、同号ロに規定する認定基盤施設計画、同号ハに規定する中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号。以下「中心市街地活性化法」という。）第7条第7項に規定する中小小売商業高度化事業に係る回法第41条第1項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画又は同号ニに規定する商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成21年法律第80号。以下「地域商店街活性化法」という。）第6条第1項の認定を受けた商店街活性化支援事業計画に基づいて実施するものであつて知事が別に定める基準に適合するもの
- (13)・(14) (略)

別表第3 (第3条関係)

番号	要件
3	削除
(略)	(略)
5	別表第1備考第1号から第3号まで、第5号、第9号又は第10号に掲げる事業のうち災害の発生を未然に防止し、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防止するための共同防災施設の整備等に係る貸付けであつて、知事が別に定めるもの
6	別表第1備考第5号又は第10号に掲げる事業のうち中小小売商業振興法〔昭和48年法律第101号。以下「 <u>小売振興法</u> 」という。〕第4条第1項の認定を受けた商店街整備計画に基づき実施するものに係る貸付けであつて、知事が別に定めるもの
(略)	(略)
9及び10	削除
(略)	(略)
12	別表第1備考第2号の2、第3号、第5号、第8号、第9号又は第10号に掲げる事業（同表備考第3号に掲げるものにあつては、特定中小企業団体の行うものに限る。）のうち流通業務総合効率化法第5条第2項に規定する認定総合効率化計画に基づき実施するものに係る貸付けであつて、知事が別に定めるもの

別表第3 (第3条関係)

番号	要件
3	別表第1備考第6号に掲げる事業であつて伝統的工芸産業の振興に関する法律（昭和49年法律第57号）第5条第3項に規定する認定振興計画、同法第8条第3項に規定する認定共同振興計画若しくは同法第10条第3項に規定する認定活性化計画に基づき実施するもの又はエネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法（平成5年法律第18号）第20条第2項に規定する中小企業承認事業計画に基づき実施するものに係る貸付け
(略)	(略)
5	別表第1備考第1号から第3号まで、第5号、第6号、第9号又は第10号に掲げる事業のうち災害の発生を未然に防止し、又は災害が発生した場合における被害の拡大を防止するための共同防災施設の整備等に係る貸付けであつて、知事が別に定めるもの
6	別表第1備考第5号又は第10号に掲げる事業のうち小売振興法第4条第1項の認定を受けた商店街整備計画に基づき実施するものに係る貸付けであつて、知事が別に定めるもの
(略)	(略)
9	別表第1備考第6号に掲げる事業のうち小売振興法第4条第4項の認定を受けた電子計算機利用経営管理計画に基づき実施するものに係る貸付け
10	別表第1備考第4号に掲げる事業のうち小売振興法第4条第5項の認定を受けた連鎖化事業計画に基づき実施するものに係る貸付け
(略)	(略)
12	別表第1備考第3号、第5号、第8号、第9号又は第10号に掲げる事業（同表備考第3号に掲げるものにあつては、特定中小企業団体の行うものに限る。）のうち流通業務総合効率化法第5条第2項に規定する認定総合効率化計画に基づき実施するものに係る貸付けであつて、知事が別に定めるもの

(略)	別表第1備考第5号又は第9号に掲げる事業のうち中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号。以下「 <u>中心市街地活性化法</u> 」という。)第7条第8項に規定する特定商業施設等整備事業又は同条第9項に規定する特定事業に係る同法第41条第1項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づき実施するものに係る貸付けであつて、知事が別に定めるもの
(略)	
18	別表第1備考第2号、第3号から第7号まで又は第9号に掲げる事業のうち、下請中小企業振興法第7条第2項に規定する <u>承認計画</u> に基づき実施するものであつて当該事業に参加する事業者のうち70パーセント以上が <u>承認計画</u> に記載された中小企業者であるものに係る貸付け
19	別表第1備考第3号、第5号、第9号又は第10号に掲げる事業のうち、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律(平成21年法律第80号)第4条第1項の認定を受けた商店街活性化事業計画に基づき実施するものに係る貸付けであつて、知事が別に定めるもの
(略)	

(略)	別表第1備考第5号、第6号又は第9号に掲げる事業のうち中心市街地活性化法第7条第8項に規定する特定商業施設等整備事業又は同条第9項に規定する特定事業に係る同法第41条第1項に規定する認定特定民間中心市街地活性化事業計画に基づき実施するものに係る貸付けであつて、知事が別に定めるもの
(略)	
18	別表第1備考第2号から第7号まで又は第9号に掲げる事業のうち、下請中小企業振興法第7条第2項に規定する <u>承認振興事業計画</u> に基づき実施するものであつて当該事業に参加する事業者のうち70パーセント以上が <u>承認振興事業計画</u> に記載された中小企業者であるものに係る貸付け
19	別表第1備考第3号、第5号、第9号又は第10号に掲げる事業のうち、 <u>地域商店街活性化法</u> 第4条第1項の認定を受けた商店街活性化事業計画に基づき実施するものに係る貸付けであつて、知事が別に定めるもの
(略)	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、改正前の新潟県中小企業高度化資金等助成規則の規定に基づき現に貸し付けている貸付金については、なお従前の例による。